

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり公示送達をする。

令和8年9月7日

記

- 以上